

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度第12回（定例会）

署名人 添石幸伸

委員長 城間勝

開催日時 平成25年9月24日（火）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時05分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 城間勝委員長、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

議 事 日 程

（4、5は非公開）

- 1 議案第24号 平成26年度使用小学校及び中学校の教科用図書の採択について（学校教育課）
- 2 報 告 泊幼稚園跡地の利活用について（総務課）
- 3 報 告 那覇市教育委員会に対する請願等の取扱要綱の制定について（総務課）
- 4 報 告 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）
- 5 報 告 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）

出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長、宮内勇人副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、山内健副参事、末吉正幸副参事、當間千明主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、大城義智副参事

（教育相談課）宜保博哉指導主事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

城間委員長 ただいまから平成25年度第12回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。それでは、議案第24号「平成26年度使用小学校及び中学校の教科用図書の採択について」提案をお願いいたします。

喜瀬部長 提案理由説明

小林課長 資料説明

城間委員長 説明いただきましたけれども、いまの教科書はどうやって選ばれたのか、簡単に選定過程を説明いただけますか。

小林課長 いまの教科書は、資料4ページ、平成22年のところ。例えば小学校のところを見ていただきたいのですが、平成22年に採択、三角がついております。この採択に関しては、現場の先生方から各教科の教科書を調査いただく教科別専門委員を委嘱します。そして、その専門委員が調査されたものを採択協議会に報告いただいて、採択協議会から種目ごとに一点を採択地区教育委員会に対してそれぞれの教育長へ答申します。各教育委員会では協議会の答申を受け教科種目一点ずつを採択し、県教育委員会へ報告をするというような形で進めていくことになります。

喜瀬部長 少し補足を。実は教科書の採択に関しては、基本的には教育委員会の方で決めてもらうと、これらは教育委員会の方から採択協議会というところに諮問をして、採択協議会から受けた答申をもって採択を行う形になります。採択協議会の方から委託された調査員、先程あがりました先生方ですが、先生方が調査した結果を協議会の中に持ち込んでいただきます。この協議会のあり方なんです、現在、教科書の採択については市町村独自ではなくて、ある一定の採択地区というのがあります。これが那覇の場合は、那覇、浦添が一つになっているということです。そういうことで、市町村独自ではなくて、採択地区という範囲の中で決められるので、そういったところで、那覇市と浦添市の方で協議をして、教育委員会の方で協議をして採択に至ると、どちらかが破綻すると、うまくいかないことになります。

城間委員長 簡単に教科書が決まるまでの経緯について説明いたしました。現場の先生の声もたくさん入っているということ、専門の協議会の方で選定して、最終的には教育委員会で決定、承認という形を取っているということを簡単に説明していただきました。それが小学校は26年度に採択のための話し合いがスタートするということです。何か質問ございましたら、よろしくお願いします。

添石委員 参考までに教えていただきたいのですが、使用開始後、現場レベルで教員、もしくは子ども達や保護者から、この教科書に関して、「表現がわかりづらい」、「こういったふうに改定できないか」とか、そういう質問や意見というのが過去にあるのかというのが1点と、それがあった場合は、どのように声を受け入れて、次の見直しの際に反映されるのか、その流れを教えてください。

喜瀬部長 教科書のそういう方向性についての状況は私も把握してないところがありまして、

ただ、教科書の中の表現の問題とか、誤字などのミスがある場合には、直接、教科書会社の方に連絡をして、そこで修正をしていくという形で行われているところではあります。

城間教育長 そんなに人数はいらっしゃらないのですが、検定を受けた教科書、採択前に各学校、持ち回りで保護者にどうぞ見て下さいと、見てもらってそこで感想と言うか、気づいたことを書いてもらって掌握をするということはありません。だから閉ざしてなくて、まだ決定する前、採択する前は検定後の教科書、これが採択のテーブルに載る教科書ですよということの展示がある。市民の閲覧時期があつて、見ようと思えば、採択前に見るができるということです。また採択後、我々も使いながら、誤字脱字や、おかしいと思うところがあつたりするんですよ。そういった場合には、もちろん教科書会社に伝えて、ということもありました。あるいは時代的にこの表現はよろしくないんじゃないかというクレームがあつたときに、ここは配慮して子どもたちへ伝えて下さいというようなことがあつたように記憶しております。

添 石 委 員 そういふのは直接教科書会社の方という話であつて、教育委員会で何かそういう意見を受け入れる場所が、受け皿があるということではないという解釈でよろしいでしょうか。

城間教育長 どのルートでというのは決まっていることはないんです。ですから、保護者であれば校長先生、そしてまたこちらに来て、ここからということもありますし。直接、出版会社に行ってもなかなか保護者で声があげられないのではないかと思います。教科書関係は教科書の検定までの手続きは学校教育課になりますので、そういう声があれば寄せていただいております。

城間委員長 他に、喜久里委員。

喜久里委員 私も参考に教えていただきたいのですが、先生方が調査をした場合の、「ここはこうしたほうがいい」という意見は、私たち教育委員は拝見できるのでしょうか。

城間委員長 教科書の中身ですか。どこが良くて選定したのかということですか。これは出していますよね。

喜 瀬 部 長 教育委員会で報告しております。教科書一つ一つに対する細かい資料全部ではなくて、最終の取りまとめの段階のものを、教育委員の皆さんへ報告しています。

城間委員長 例えば、何でこの教科書かと。沖縄の歴史について詳しく書かれているからこれを選んだとか、コメントが入っています。

喜久里委員 それは読むことができるのでしょうか。

城間委員長 できます。

喜 瀬 部 長 これはもちろん。

城間委員長 4年に一回、そのときいらっしゃらなかったのかな。

喜久里委員 そうなんです。

城間委員長 饒波委員もそうですよね。ということで、簡単に説明してもらいましたけれども、何かまだ疑問、お聞きしたいことがありましたら、どうぞ遠慮なく出していただければと思っています。それでは、これ以外はありませんので、議案第24号「平成26年度使用小学校及び中学校の教科用図書の採択について」は、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 議決確定いたしました。次に報告「泊幼稚園跡地の利活用について」、佐久川部長お願いいたします。

佐久川部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 財産は管理している部門が返すということですが、何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。それでは、報告「泊幼稚園跡地の利活用について」は、報告のとおり了承ということではよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 了承ということです。3番目いきます。報告「那覇市教育委員会に対する請願等の取扱要綱の制定について」説明をお願いいたします。

佐久川部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

末吉副参事 資料説明

伊良皆課長 今回の要綱でございますけれども、この請願に関しましては、先程もありましたとおり憲法で保障された権利でありますので、おそらく事例としては、那覇市の方はそんなに多い方ではございませんけれども、やはり大都市あたりになってきますと、こういった教育委員会への報告等がどの辺までいっているのかという部分を含めて、情報公開もそうですが、いろんな形で出てくる可能性があると思われます。そのために今回こういった要綱をしっかりと制定して、なおかつ実際に総務課の方で交通整理をしていこうという部分が入っているところでございます。

城間委員長 簡単に言うと事務の流れがスムーズにいくように内規的な要綱を作ったということだと思います。ページ1から始まりまして、細かな条文がたくさんあります。それをまとめて説明してもらいました。委員の方からのご質問、ご意見よろしく願いいたします。

饒波委員 この最後のページのフロー図がわかりやすいのですが、これで簡単に言えば、総務課で振り分けて委員会会議まであがってくるものと、あがってこないものがありますよね。あがってこないものに関しては、いつも我々への報告という形で一括して報告するのでしょうか。

末吉副参事 基本的には、内容についてその委員会会議まであげない、あげる必要がないと思わ

れるものについては、該当しないのかなと今考えているところです。

饒波委員

では、全く目に留まらないと。

末吉副参事

請願等ではないと思われる文書については省こうということです。

城間委員長

よろしいですか、総務課の判断で。

末吉副参事

基本的には教育委員会会議の権限事項ではありますので、教育長の方に伺いを立てて、最終的にあげるべきか、あげないべきか。教育長の方から、また委員長の方にあげるべきか、あげないべきかについての伺いが立つと思いますので、重要なものが漏れるということは、基本的にはないということです。

饒波委員

教育委員会会議の審議の結果、採択から継続審議までありますけれども、継続審議がいつまで継続審議となるのか。期限について、例えば議会に請願を出したことがあります。議会解散とともに、それが廃棄になるという決まりがありますけれども、この教育委員会の場合は、結論が出るまでずっと継続審議になるということでしょうか。

末吉副参事

議会と違いまして流れるということはありませんので、ずっと継続審議のまま廃案になることはないです。

城間委員長

年度は関係ないのですか。

末吉副参事

関係ありません。継続審議になった場合についても、主管課の方から、今回は継続審議になりましたという旨の報告を請願者の方にはあげる予定ですので。

伊良皆課長

先程の饒波委員のご懸念の件ですが、総務課としては、基本的に請願等となった分については、基本的に教育委員会会議事項ということで、それはそういった方向で進む予定でございますけれども、例えば、毎回同じような内容で来る要請書とかに関しましては、通常扱いという形で、主管課の方で処理をしてもらうということも場合によっては想定しておりますし、非常に内容がファジーな教育長の判断としては難しいといった分については、委員長との調整等々、当然、事前に話した上で、その処理は行うということで予定しております。

末吉副参事

いまの補足で、参考までに1ページ目の第2条だけ少し説明します。

城間委員長

1ページ、第2条のどうぞ。

末吉副参事

請願書等の受領等ということで、この第2条第1項が先程説明しました、教育委員会の事務局の方で内容審査にあたる部分、教育委員会に到達した紙文書のうち文書の標記にかかわらず請願等として処理すべきであると総務課長が判断した文書は、規則第20条の請願書等として取り扱うものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、教育長の指示を受け、請願書等として取り扱わないことができる。取り扱いませんということであります。第1号、違法行為を求めるもの又は公の秩序及び善良の風俗に反するもの。第2号、個人、団体等を誹謗中傷し、その名誉を毀損又は信用を失墜させるおそれのあるもの。第3号、係属中の裁判事件、異議申

し立て等に属するもの。第4号、採択、不採択等の議決がされた同一趣旨の請願等であって、かつ、同一の者から再度提出されたもの。第5号、毎年定例的に同様の趣旨、内容で国や沖縄県など関係機関への意見書の提出を求めるもの。第6号、地方公務員法第55条第3項で定める「事務の管理及び運営に関する事項」に属する内容について職員団体から要望等を行うもの。第7号、趣旨、要望事項が不明確で判然としないもの。第8号、前各号に掲げるもののほか、教育長が教育委員会の会議の審議になじまないと認めたもの。ということで、1号から6号までは、概ね他の市町村でも大体こういう考え方で処理されたと思われる部分が入っております。極端にこちらの方でそれを省くというわけではなくて、あくまでも馴染まないと思われるものについては、この段階で省きましょうという趣旨であります。

城間委員長 補足説明いただきました。

喜久里委員 単純なことを伺いますが、フローチャートの一番上の請願等の方で陳情、要請、要望とありますが、これは細かく分けていくのですか。

末吉副参事 基本的には、いろんな文書、タイトルがありますが、分けずにひとくくりで請願等として扱うと。分けたままでは実態として意味がないものですから、要望であれば、そういう国民の権利として要望事項として受け取りましょうということであります。

喜久里委員 わかりました。

城間委員長 他に。

添石委員 補則の第8条の方ですが、こちらも要綱に定めるほかの取り扱いに関しては、教育長が決定するとありますけれども、委員長とは常にこういう意見があるということと話しながら進めていくということでしょうか。

末吉副参事 この例外規定というのは、ほとんどの規則、条例の方で定められているものでして、細かいことについては下のものに任せましょうということが基本であります。ですから、細かい点の取扱いについては教育長の方で基本的に担っていきましよう。教育長は、教育委員会の構成員で、基本的に教育委員会の指揮監督を受けるということが地教行法などで定められていますので、法律の中で教育長はこの教育委員会の中のメンバーとして指揮監督を受けているということで、この内容についても異議がある場合、委員会の方からの指導ないし指揮監督が行われるということです。

城間教育長 相談はしませんではなく、お手を煩わせないで、ここで処理しましょうということです。最終的には教育長が決定しましたと報告したときに、これがどうだったのかというような意見交換をする場はあるということで、事務手続き等々、手を煩わさないで、ここまででストップしますよということだと思います。

添石委員 いま教育長のお話で、手を煩わせないようにという趣旨のものなんだろうが、見方によっては、最初、私共の受けた印象が、わからないところで物事が決まっていってしまうという部分での懸念があったので、そうではないということを、報告

をよろしくお願いします。

城間委員長　　そういうことを十分配慮するということですね。それでは報告よろしいでしょうか。他に何かありますか。よろしいですか。報告「那覇市教育委員会に対する請願等の取扱要綱の制定について」は、提案のとおり了承ということではよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

城間委員長　　異議がございませんので、了承ということにいたします。それでは、会議の進め方について提案いたします。残り2件の報告「教育長が臨時代理したことについて」は、人事案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当だと思われます。その件について、委員の議決を図りたいと思います。報告2件につきましては、非公開としてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

城間委員長　　異議がございません。全会一致です。これより報告2件につきましては、非公開といたします。関係者以外は、退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

城間委員長　　非公開を解きます。これをもって、平成25年度第12回教育委員会会議定例会を終了します。